

地域で子育て支援を推進する条例の制定について

1 条例制定の目的

全ての子どもが健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、地域全体で応援し子育て施策を推進していくとするもの。

2 条例の構成（案）

(1) 目的：条例の目指すもの・目的

(2) 定義：条例中の用語の意義

(3) 基本理念：条例を実現するための基本理念

(4) こどもの役割・権利：中心となる「子ども」の役割や守られる権利など

(5) 責務・役割

・市の責務、社会福祉協議会の役割

こども支援の施策の推進、支援体制の確保等

・家庭の役割

こどもの成長の第一義的責任、こどもの年齢や成長に応じた支援・指導

・地域（町会、自治会、子ども会、関係団体等）の役割

見守り、こどもが社会性を育み、安心して過ごすことができる環境づくり

・学校等（幼稚園、保育園、小・中・高、教育委員会等）の役割

こどもが主体的に学び、生きる力を育む教育指導

・企業（商工会等）の役割

職場環境の整備、地域の一員としての役割

(6) 施策の推進

・切れ目のない支援

相談支援体制の充実、こどもの居場所の確保等

・地域全体で子育てを支援する体制の構築

市が中心となり、戸田市社会福祉協議会と連携して関係機関に協力を依頼し、責務や役割等について調整しながら地域全体で子育てを支援する体制を構築する。

3 スケジュール（案）

年	月	内容
令和5年	3月	児童福祉審議会 諮問
	4月	
	5月	児童福祉審議会① 条例（案）協議
	6月	
	7月	児童福祉審議会② 条例（案）協議
	8月～	児童福祉審議会③ 条例（案）協議／答申／
	9月	パブリックコメント（案）決定
	10月	パブリックコメントの実施
	11月	児童福祉審議会④ パブリックコメントの結果報告
	12月	
令和6年	1月	
	2月	児童福祉審議会⑤
	3月	議会提出
	4月	条例施行

※こどもの意見の聴取

※専門家の助言